

## 高知県個人情報の保護に関する法律施行条例の一部改正について

## 1 現行条例（抜粋）

（高知県個人情報保護審議会）

第9条 法第129条の規定に基づき、法第3章第3節の施策を講ずる場合その他の場合において、個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くため、高知県個人情報保護審議会（以下この条において「審議会」という。）を置く。

2 知事は、次に掲げる場合には、審議会の意見を聴くものとする。

（1）この条例の規定を改正し、又は廃止しようとする場合（規則で定める軽微なものである場合を除く。）

（2）・（3）略

3 審議会は、前2項に定めるもののほか、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）の規定によりその権限に属させられた事項を調査審議するほか、同法第30条の40第2項の同法第30条の6第1項の規定による通知に係る本人確認情報の保護に関する事項について調査審議し、及び建議することができる。

4～12 略

## 2 改正内容

審議会が調査審議し、及び建議することができる事項に、附票本人確認情報の保護に関する事項を追加する。（条例第9条第3項の一部改正）